

危険ドラッグの試買調査から 医薬品成分を含有する無承認医薬品を発見

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、危険ドラッグの試買調査を実施し、試験検査を行っています。

今般、インターネットの販売サイトから入手した下記2物品の試験検査を行ったところ、専ら医薬品成分である「GBL」が検出されました。

当該品には、人体摂取を示唆する表示はありませんが、販売サイトの表示には「アダルト用芳香剤」等と当該品の人体への作用を暗示する表現があり、都の立入調査において販売者は経口等で摂取する目的で販売していたと述べています。

医薬品成分を含有し、経口等で摂取するものは医薬品とみなされ、承認・許可を受けずにこれらのものを製造販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けておりません。

【医薬品成分検出物品（2物品）】

(1)	名称	GANGIMAN
	性状（内容量）	赤色の液体（1本21mL入り）
	製造（輸入）者	不明
	入手方法等	インターネットサイトからの購入
	入手年月日	平成30年11月5日
	検出成分	1本中「GBL」を9.9w/v%検出
(2)	名称	MANCREW
	性状（内容量）	黄色の液体（1本21mL入り）
	製造（輸入）者	不明
	入手方法等	インターネットサイトからの購入
	入手年月日	平成30年11月5日
	検出成分	1本中「GBL」を13w/v%検出

【違反の事実】

GBLを含有し、経口等で摂取するものは、医薬品医療機器等法第2条第1項で規定する医薬品に該当するが、当該品は医薬品としての製造販売承認を受けていないため、本件は、同法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）の規定に違反する。

都民の皆様へ

当該品の摂取により健康被害が発生する可能性を否定できませんので、当該品をお持ちの方は、直ちに使用を中止してください。また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

（裏面に続く）

【問合せ先】

福祉保健局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4512

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 1 製品を販売した都内店舗（新宿区）に対し、販売中止及び自主回収を指示しました。
- 2 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています）

（ 1 ） G A N G I M A N



（ 2 ） M A N C R E W



参考

* G B L（ガンマ ブチロラクトン）

国内では、G B Lを配合した医薬品は承認されていない。

摂取すると、嘔吐、意識障害、こん睡などの症状が出ることもある。

[化学構造式]：

